

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発 機構新エネルギー・産業技術業務方法書

平成15年10月1日

15度新エネ総第1001004号

- 一部改正 平成16年6月2日16度新エネ総第0602001号
- 一部改正 平成18年3月22日17度新エネ総第0217004号
- 一部改正 平成19年8月6日19度新エネ総第0806002号
- 一部改正 平成20年3月31日19度新エネ総第0229002号
- 一部改正 平成21年7月1日21度新エネ総第0622001号
- 一部改正 平成23年7月7日23度新エネ総企第0707003号
- 一部改正 平成23年7月12日23度新エネ総企第0712002号
- 一部改正 平成24年9月18日24度新エネ総企第0918002号
- 一部改正 平成25年5月31日25度新エネ総企第0531002号
- 一部改正 平成26年3月31日25度新エネ総企第0331001号
- 一部改正 平成27年4月1日27度新エネ総第0401001号
- 一部改正 平成28年3月31日27度新エネ総第0331007号
- 一部改正 平成30年6月29日30度新エネ総第0629001号
- 一部改正 平成30年11月22日30度新エネ総第1122001号
- 一部改正 平成31年3月19日30度新エネ総第0319001号
- 一部改正 2020年3月9日2019度新エネ総第0309002号
- 一部改正 2022年3月11日2021度新エネ総第0311002号
- 一部改正 2023年3月9日2022度新エネ総第0309010号
- 一部改正 2024年10月3日2024度新エネ総企第1004001号
- 一部改正 2025年4月23日2025度新エネ総第0423003号

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第28条第1項の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が実施する業務のうち、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律第145号。以下「機構法」という。)第15条に規定する業務の方法に

ついて基本的な事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、民間の能力を活用して行う非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化のための技術並びに鉱工業技術の研究開発、民間において行われる研究開発の促進並びにこれら技術の利用の促進等の業務の公共的重要性にかんがみ、その業務の効率的かつ効果的な運営を期するものとする。

2 機構は、業務の遂行に当たっては、民間の能力の活用、産業技術の向上及びその企業化の促進を国際的に協調しつつ総合的に行うため、経済産業省との密接な連絡調整の下、国の政策に沿って、民間企業、大学、独立行政法人その他の内外の機関との連携を図りつつ実施するものとする。

第2章 業務の方法

第1節 機構法本則に基づく業務

(非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭に関する技術並びにエネルギー使用合理化技術開発業務の方法)

第3条 機構は、機構法第15条第1号に規定する業務(同法第15条第1号イ及びロに規定する技術(原子力に係るものを除く。以下「非化石エネルギー技術」という。)、同号ハに規定する技術(以下「可燃性天然ガス及び石炭利用技術」という。))並びに同号ニに規定する技術(以下「エネルギー使用合理化技術」という。)に係る開発)については、次のとおり実施する。

- 一 当該技術の企業化の促進を図ることが国民経済上特に必要であると認められる開発を実施すること。
- 二 我が国民間の研究開発能力を活用し、効果的かつ効率的に開発を実施すること。
- 三 可能な限り費用対効果分析を実施し、費用を上回る効果が明確な開発を実施すること。
- 四 開発に当たっては、課題の設定、実施体制、研究期間終了後の研究の成果(長期にわたるものについては中間時点の進捗状況)について評価を行い、当該評価の結果を研究資源の配分その他の業務運営に反映させつつ実施すること。
- 五 開発に当たっては、業務の目的、目標及び内容において一体を成す開発の単位毎にプロジェクト基本計画を策定すること。ただし、単年度の開発及び調査事業にあつては、この限りではない。
- 六 業務を効率的に進めるため、第18条に定める基準に合致する場合は、可

能な限り公募その他の競争的手法を活用して、第 19 条の規定により最も適当な者を選定し、委託により実施すること。

七 前二号の公募に当たっては、申請者の利便に配慮し、公募開始前に予め公募に係る事前周知を行うほか、必要に応じ説明会を開催すること。ただし、緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能な場合にあっては、この限りではない。

八 海外の技術及び人材の有効な活用を図るため、国際的な情報の交換及び人材の交流並びに海外の機関との共同開発に努めること。

九 開発に必要な専門的人材を広く民間企業、大学、独立行政法人その他の内外の機関から確保すること。

十 都市計画区域等において研究開発の用に供する施設を整備する場合に当たっては、当該施設を都市計画(都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 1 号に規定する都市計画をいう。以下同じ。)その他市街地の整備の見地から適当なものとする。

(鉱工業技術に関する研究開発業務の方法)

第 4 条 前条の規定(第 2 号から第 9 号までに掲げる部分に限る。)は、機構法第 15 条第 2 号に規定する業務(鉱工業技術に関する研究開発)について準用する。

(鉱工業技術研究開発助成業務の方法)

第 5 条 機構は、機構法第 15 条第 3 号に規定する業務(鉱工業技術に関する研究開発の助成)のうち、産業技術力の強化に係る補助金の交付については、次のとおり実施する。

一 当該業務の実施が、我が国の産業技術力の強化に寄与するものであること。

二 補助金の交付の対象となる事業の公募に当たっては、申請者の利便に配慮し、公募開始前に予め公募に係る事前周知を行うほか、必要に応じ説明会を開催すること。ただし、緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能な場合にあっては、この限りではない。

三 補助金の交付に当たっては、研究開発を行う者の事務手続による負担に配慮し、その簡素化に努めること。

2 機構は、機構法第 15 条第 3 号に規定する業務のうち、外国の研究者が参加する研究開発に対する助成金の交付については、前項各号に掲げる事項のほか、当該研究開発が鉱工業技術の国際的な技術の向上及び新規産業技術の創出の基盤形成を図ること等を基準に研究開発課題を選定する。

3 機構は、機構法第 15 条第 3 号に規定する業務のうち、開発途上にある海外の地域(以下「開発途上地域」という。)において経済社会の発展のため必要

があり、かつ、当該開発途上地域の試験研究機関等のみでは実施することが困難な鉱工業技術に関する研究開発を当該試験研究機関等と共同して行う者に対する補助金の交付については、開発途上地域に固有な技術開発課題の解消、開発途上地域の自立的発展に不可欠な研究能力の向上等に資するものに対して行う。

4 補助金の交付は、研究開発に必要な資金の金額の3分の2以内、又は機構が別に定める金額以内とする。

5 前項の規定に関わらず、機構が特に必要と認める場合には、補助金の交付は、研究開発に必要な資金の金額に機構が別に定める補助率を乗じた金額以内とすることができる。

(革新的な鉱工業技術を活用して新たな事業の開拓を行う事業者への補助業務の方法)

第5条の2 機構は、機構法第15条第3号の2に規定する業務（鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な事業活動に要する資金に充てるための補助金の交付）については、次のとおり実施する。

一 補助金の交付は、鉱工業技術に関する研究開発の成果の企業化に必要な資金の金額の2分の1以内、又は機構が別に定める金額以内とする。

二 前項の規定に関わらず、機構が特に必要と認める場合には、補助金の交付は、機構が別に定める補助率を乗じた金額以内とすることができる。

三 補助金の交付の対象となる事業の公募に当たっては、申請者の利便に配慮し、公募開始前に予め公募に係る事前周知を行うほか、必要に応じ説明会を開催する。ただし、緊急的に必要なものであって事前の周知が不可能な場合にあっては、この限りではない。

(技術の有効性の海外実証業務の方法)

第6条 機構は、機構法第15条第4号に規定する業務(非化石エネルギー技術、可燃性天然ガス及び石炭利用技術並びにエネルギー使用合理化技術の有効性の海外における実証)については、次のとおり実施する。

一 当該技術の普及を図ることが我が国への非化石エネルギー、可燃性天然ガス及び石炭の安定的な供給の確保のために特に必要である地域において実証すること。

二 業務を効率的に進めるため、第18条に定める基準に合致する場合は、第19条の規定により最も適切と認められる者に委託して実施すること。

(可燃性天然ガス及び石炭利用技術並びにエネルギー使用合理化技術導入業務の方法)

第7条 機構は、機構法第15条第5号に規定する業務(可燃性天然ガス及び石炭利用技術並びにエネルギー使用合理化技術であってその普及を図ることが

特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付)については、次のとおり実施する。

- 一 補助金の交付は、施設の設置その他これに類する事業にあつては必要な資金の金額の2分の1又は機構が別に定める金額のいずれか低い金額以内とし、調査、普及啓発その他の事業にあつては必要な資金の金額の2分の1以内又は機構が別に定める金額以内とすること。
- 二 補助金の交付の対象となる事業の公募に当たっては、申請者の利便に配慮し、公募開始前に予め公募に係る事前周知を行うほか、説明会を開催すること。ただし、緊急的に必要なものであつて事前の周知が不可能な場合にあつては、この限りではない。
- 三 海外で行うエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制に係るものにあつては我が国のエネルギー利用の制約の緩和に資すること。

(可燃性天然ガス及び石炭利用高度化並びにエネルギー使用合理化に関する情報収集及び提供並びに技術指導業務の方法)

第8条 機構は、機構法第15条第6号に規定する業務(可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化並びにエネルギー使用合理化に関する情報の収集及び提供並びに指導)については、次のとおり実施する。

- 一 情報の収集に当たっては、国内外の可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化並びにエネルギー使用合理化に関する情報を収集するとともに、その分析に努めること。
- 二 情報の提供に当たっては、収集し分析した情報を整理し、可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化並びにエネルギー使用合理化を行おうとする者に適切な情報の提供及び助言を行うとともに、国民一般にも広く情報を提供すること。
- 三 可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化並びにエネルギー使用合理化を行おうとする者のニーズ及び可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化並びにエネルギー使用合理化に有効な技術の動向を踏まえ、可燃性天然ガス及び石炭の利用の高度化並びにエネルギーの使用の合理化のための技術に関する指導を適切に行うこと。

(技術者養成・研修業務の方法)

第9条 機構は、機構法第15条第7号に規定する業務(鉱工業技術に係る技術者の養成及び資質の向上を図るための研修)については、当該業務の実施が我が国の産業技術力の強化に資するよう配慮して実施する。

(技術経営力の強化に関する助言業務の方法)

第10条 機構は、機構法第15条第8号に規定する業務(技術経営力の強化に関する助言)については、当該業務の実施が我が国の事業者の経営における研

究開発の成果の活用の促進に資するよう、これまでの研究開発事業を通じて機構に蓄積された研究開発マネジメントに関する知見、各界有識者とのネットワークなどを最大限活用し、また対外的な発信に考慮しつつ実施する。

(認定特定新需要開拓事業活動の実施に関する助言業務の方法)

第10条の2 機構は、機構法第15条第8号の2に規定する業務(産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第21条の16の規定による助言)については、産業競争力強化法で定める認定特定新需要開拓事業活動実施者の依頼に応じて、産業標準若しくは国際標準の活用、知的財産権の取得若しくは活用又は技術の秘匿についての最適な使い分けのための方針の策定に向けた助言を実施する。

(出資並びに人的及び技術的援助業務の方法)

第10条の3 機構は、機構法第15条第8号の3に規定する業務(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)第34条の6第一項の規定による出資(金銭の出資を除く。))並びに人的及び技術的援助)については、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、研究開発の成果に係る成果活用事業者に対し、出資(金銭の出資を除く。)並びに人的及び技術的援助を実施する。

(附帯業務の方法)

第11条 機構は、機構法第15条第9号に規定する附帯業務については、同法第15条第1号から第8号までに規定する業務を効率的かつ効果的に実施するために必要な調査、情報の収集及び懸賞金の交付並びに当該業務に係る成果の普及並びに情報の提供その他附帯して必要となる関連業務を実施する。

(非化石エネルギー開発及び導入の促進業務の方法)

第12条 第7条の規定は、機構法第15条第10号に規定する非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和55年法律第71号。以下「非化石エネルギー法」という。)第11条第1号に規定する業務(非化石エネルギー技術であって、その普及を図ることが特に必要なものの導入に要する資金に充てるための補助金の交付)について準用する。

2 第8条の規定は、非化石エネルギー法第11条第2号に規定する業務(非化石エネルギーに関する情報の収集及び提供並びに非化石エネルギー技術に関する指導)について準用する。この場合において、第8条各号中「可燃性天然ガス及び石炭利用高度化並びにエネルギー使用合理化」とあるのは「非化石エネルギーの開発及び導入」と読み替えるものとする。

3 機構は、非化石エネルギー法第11条第3号に規定する業務(地熱を発電に利用するために必要な調査)について、都市計画区域等において地熱調査の用に供する施設を整備する場合に当たっては、当該施設を都市計画その他市

街地の整備の見地から適当なものとする。

- 4 第 11 条の規定は、非化石エネルギー法第 11 条第 4 号に規定する附帯業務について準用する。

(鉱工業基盤技術試験研究業務の方法)

第 13 条 機構は、機構法第 15 条第 11 号に規定する基盤技術研究円滑化法(昭和 60 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。)第 11 条第 1 号に規定する業務(鉱工業基盤技術に関する試験研究業務(以下「鉱工業基盤技術試験研究業務」という。))については、以下の方法で実施する。

- 一 政府等(政府及び通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。)以外の者の発意及び創意の活用、政府等以外の者の試験研究活動の自主性を尊重し、資金の効率的使用に配慮しつつ、業務を円滑かつ効率的に運営すること。
 - 二 対象とする案件は、収益の可能性がある場合等に限定し、知的財産の形成その他のパブリックリターンの構築がなされるものとする。
 - 三 実施の段階において必要に応じて収益改善に向けた取組を行うこと。
 - 四 柔軟な試験研究期間及び規模の設定の下、政府等以外の者に委託して行うこと。
 - 五 試験研究の成果普及を行い、政府等以外の者による活用の促進に努めること。
- 2 機構は、基盤法第 11 条第 2 号に規定する業務(鉱工業基盤技術に関する研究者の招へい)については、海外からの鉱工業基盤技術に関する研究者の招へい計画を適切に策定して行う。
- 3 機構は、基盤法第 11 条第 3 号に規定する業務(鉱工業基盤技術に関する情報の収集、整理及び提供)については、国内外の鉱工業基盤技術に関する情報を収集し、その整理及び分析に努めるとともに、適切な情報の提供を行う。
- 4 機構は、基盤法第 11 条第 4 号に規定する業務(鉱工業基盤技術に関する調査)については、試験研究の促進に資するために必要となる調査を適切に行う。
- 5 第 11 条の規定は、基盤法第 11 条第 5 号に規定する附帯業務について準用する。

(福祉用具技術研究開発業務の方法)

第 14 条 機構は、機構法第 15 条第 12 号に規定する福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律(平成 5 年法律第 38 号。以下「福祉用具法」という。)第 7 条第 1 号に規定する業務(産業技術の実用化に関する研究開発であって、福祉用具に係る技術の向上に資するものの助成)については、補助金の交付は研究開発に必要な資金の金額の 3 分の 2 以内又は機構が別に定める金額以

内とする。

- 2 前項の規定に関わらず、機構が特に必要と認める場合には、補助金の交付は、研究開発に必要な資金の金額に機構が別に定める補助率を乗じた金額以内とすることができる。
- 3 機構は、福祉用具法第7条第2号に規定する業務(福祉用具に関する産業技術に係る情報の収集及び前号の業務の対象となる者に対する当該情報の提供その他の援助)については、国内外の情報の収集、整理及び分析に努めるとともに、適切な情報の提供その他の援助を行う。
- 4 第11条の規定は、福祉用具法第7条第3号に規定する附帯業務について準用する。

(新エネルギー利用等促進業務の方法)

第15条 機構は、機構法第15条第13号に規定する新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(平成9年法律第37号。以下「新エネルギー法」という。)第10条第1号に規定する業務(新エネルギー利用等に必要な資金に係る債務保証)については、次のとおり実施する。

- 一 債務保証を行うための保証基金を置くこと。
- 二 保証に係る債務の債権者は、銀行その他の金融機関とすること。
- 三 保証債務の合計額は同保証基金の15倍以内とすること

- 2 第11条の規定は、新エネルギー法第10条第2号に規定する附帯業務について準用する。
- 3 機構は、第1項に規定する業務に係る保証債務を履行した場合に取得する求償債権については、当該求償債権の債務者が求償債権に係る債務の履行に支障を生じ、かつ、担保による債務の履行が不可能であることが明確であり、当該求償債権の管理及び回収に要する費用が求償債権の回収総額を上回ると認められる場合であつて、理事長が必要と認める場合には、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項に規定する債権回収会社(以下「債権回収会社」という。)にこれを売却することができる。

(特定公募型研究開発業務の方法)

第16条 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号。)第27条の2に規定する業務については、機構法第16条の3第1項及び第2項に基づき、特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた基金(以下「特定公募型研究開発業務基金」という。)により、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる先端的な研究開発等又は革新的な技術の創出のための研究開発等を実施する。

- 2 特定公募型研究開発業務基金の設置及び業務の実施に必要な事項について

は、別に定めるところによる。

(特定半導体の生産施設整備等の助成業務の方法)

第17条 機構は、機構法第15条第14号に規定する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「5G促進法」という。）第29条第1号及び第3号（第1号に係る部分に限る。）に規定する業務については、機構法第16条の4第1項及び第2項に基づき、上記業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた基金（以下「特定半導体基金」という。）により、先端半導体の国内における安定的な生産を確保するための特定半導体生産施設整備等を行う事業（特定半導体生産施設整備関係に限る）を促進する。

- 2 特定半導体基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。
- 3 機構は、機構法第15条第14号に規定する5G促進法第29条第2号及び第3号（第2号に係る部分に限る。）に規定する業務については、年0.3パーセント以内を限度とした利子補給により、先端半導体の国内における安定的な生産を確保するための特定半導体生産施設整備等を行う事業（特定半導体生産施設における生産関係に限る）を促進する。
- 4 第11条の規定は、機構法第15条第14号に規定する5G促進法第29条第3号に規定する附帯業務について準用する。

(安定供給確保支援業務の方法)

第17条の2 機構は、機構法第15条第15号に規定する経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第42条第1項に規定する安定供給確保支援業務（同条第2項の規定による指定に係るものに限る。）については、機構法第16条の6第1項及び第2項に基づき、上記業務に要する費用に充てるため国から交付される補助金により設けた基金（以下「安定供給確保支援基金」という。）により、特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を促進する。

- 2 安定供給確保支援基金の設置及び業務の実施に必要な事項については、別に定めるところによる。
- 3 第11条の規定は、機構法第15条第15号に規定する経済安全保障推進法第42条第1項に規定する附帯業務について準用する。

第3章 業務委託の基準

第1節 研究開発等業務の委託

(業務委託の基準)

第 18 条 機構は、機構法第 15 条第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 7 号に規定する業務の一部を機構以外の者に委託することにより効率的に当該業務を遂行することができるものと認められ、かつ、委託することによりすぐれた成果が得られることが十分期待される場合には、当該業務を委託するものとする。
(受託者の選定)

第 19 条 機構は、前条の規定に基づき業務の一部を委託しようとするときは、当該委託する業務(以下「委託業務」という。)を遂行するのに十分な能力を有する者の中から、委託業務の内容、実施方法、所要期間、費用対効果その他委託業務に関する事項を考慮し、最も適当と認められる者を受託者として選定するものとする。
(契約の方法)

第 20 条 機構は、前 2 条の規定に基づき委託をしようとするときは、受託しようとする者との間に委託業務に関する契約を締結するものとする。
2 前項の委託業務に関する契約において定めるべき事項は、委託業務の内容、実施方法、実施期間、契約金額、支払方法、契約の変更及び解除の条件、完了の認定方法その他業務の委託に関し必要な事項とする。
3 受託に係る基準を定めている国立大学法人、公立大学、国公立の研究機関若しくは独立行政法人(地方独立行政法人を含む。以下同じ。)に業務を委託する場合又はこれらに受託者が第 26 条により機構の承認を受けて再委託する場合においては、当該基準に基づいて第 1 項の契約を行うことができる。
(契約金額)

第 21 条 この節の委託業務に係る契約金額は、当該委託業務の実施に要すると認められる経費の額とする。
2 機構は、前項の契約金額を算定するときは別に定める経費算定基準によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、受託者が受託に係る基準を定めている場合には、当該基準によることができる。
一 国立大学法人、公立大学、国公立の研究機関又は独立行政法人の契約金額を算定する場合。
二 前号に掲げる者以外の受託者の人件費の単価を算定する場合であって、経費算定基準に定める方式によることが困難な場合。
(委託業務の管理)

第 22 条 機構は、必要に応じ、受託者から委託業務の実施の状況を報告させ、又は必要な指示を与えるなど委託業務の管理上必要な措置を講ずるものとする。
(委託に係る財産の所有権の帰属)

第 23 条 機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合において、受託者

が業務の委託契約に基づいて製造し、又は取得した財産(土地、建物、構築物、機械装置、工具、器具、備品その他これらに類するものをいう。以下同じ。)の所有権を機構に帰属させるものとする。

(委託に係る財産の所有権の帰属の特例)

第24条 機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合において、当該委託に係る財産を機構が所有することにより見込まれる機構の支出が、当該財産を機構が業務の用に供した後における残存価額を上回ることが見込まれる場合には、前条の規定にかかわらず、当該財産の所有権を受託者に帰属させることができる。

(委託の成果に係る知的財産権の帰属)

第25条 機構は、この節の規定に基づき業務を委託する場合には、当該委託に係る成果(以下この条において「特定委託成果」という。)に係る特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権(成果報告書その他これに類するものの著作物の著作権を除く。)、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける権利その他これらに類するもの(以下「知的財産権」という。)について、次の各号のいずれにも該当するときは、その知的財産権を受託者から譲り受けないものとすることができる。

- 一 特定委託成果に係る知的財産権に関して出願、申請その他の手続を行った場合(著作権については著作物が得られた場合)には、遅滞なく、機構にその旨を報告することを受託者が約すること。
 - 二 経済産業大臣の要請に応じて、機構が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を利用する権利を機構に許諾することを受託者が約すること。
 - 三 当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、経済産業大臣の要請に応じ、機構が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を利用する権利を第三者に許諾することを受託者が約すること。
 - 四 当該知的財産権の移転又は当該知的財産権を利用する権利であって次項に定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該知的財産権の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として第3項に定める場合を除き、あらかじめ機構の承認を受けることを受託者が約すること。
- 2 前項第四号で定める権利は、特許権、実用新案権若しくは意匠権について

の専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権とする。

3 第1項第四号で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 受託者であって株式会社であるものが、その子会社又は親会社に特許権等の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転の承諾(以下この項において「移転等」という。)をする場合

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する承認事業者若しくは認定事業者に移転等をする場合

三 技術研究組合が組合員に移転等をする場合

(再委託)

第26条 機構は、この節の委託業務の効率的な実施のため特に必要と認める場合には、受託者が当該委託業務の一部を第三者に委託することを認めることができる。

第2節 鉱工業基盤技術試験研究業務の委託

(試験研究業務の委託方法等)

第27条 機構は、機構法第15条第11号に規定する鉱工業基盤技術試験研究業務を委託するに当たっては、研究課題を広く政府等以外の者から公募し、外部有識者による事前評価に基づき課題を選定し、これを提案者に委託して行うものとする。

2 前項において、委託する試験研究は、我が国産業技術力向上において幅広い波及効果を有し知的財産の形成や新規産業創出に寄与するもののうち、特にリスクが高く政府等以外の者のみでは実施が困難な研究課題を対象とする。

(契約の方法)

第28条 機構は、前条の規定に基づき委託しようとするときは、基盤法第6条により定められた基本方針に基づき、委託する業務の内容、実施方法、実施期間、知的財産権の取扱、収益納付、評価、契約の変更及び解除の条件その他業務の委託に関し必要な基本的事項を定めた基本契約を締結し、さらに当該委託する業務に係る各年度の業務内容、契約金額、支払方法、各年度契約の変更及び解除の条件、完了の認定方法その他当該業務の委託に関し必要な事項を記載した委託契約を締結するものとする。

(準用)

第29条 第21条(同条第2項ただし書の規定を除く。)及び第22条から第26条までの規定は、鉱工業基盤技術試験研究業務について準用する。

第3節 金融機関等への業務委託

(金融関連業務の委託)

第30条 機構は、金融機関及び債権回収会社に対し、機構法第15条第13号に規定する業務の一部を委託しようとする場合には、受託しようとする者と委託契約を締結するものとする。

2 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

3 機構は、第1項の規定により委託を受けた者に対し、委託手数料を支払うものとする。

第4節 その他の業務委託

(業務委託の基準)

第31条 機構は、前3節の規定に基づき委託することができることとされた業務のほか、自ら業務を実施するよりも委託して実施することが効率的であると認められる調査、研修、指導その他の業務を他に委託することができる。

2 機構は、前項の委託をしようとするときは、受託しようとする者とその委託に関する契約を締結するものとする。

3 前項の契約においては、委託の内容、実施方法、実施期間、契約金額その他業務の委託に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第32条 第20条第3項及び第21条から第26条までの規定は、前条第1項に規定する業務委託について準用する。

第4章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(基本方針)

第33条 機構は、その業務の公共性にかんがみ、売買、貸借、請負に係る契約その他これらに類する契約を締結するに当たっては、競争に付すことを原則とし、公正性及び透明性の確保を図らなければならない。

2 前項の契約の詳細については、会計規程で定める。

(調達手続の適用)

第34条 機構は、政府調達に関する協定その他の国際約束及び関連法令の定め に則して、物品又は役務の調達契約を行うものとする。

(事業年度を超える契約の締結)

第35条 機構は、運営費交付金又は国から交付される補助金により設けた基金をその財源とする契約であって、契約の性質、目的又はその締結の時期からみて、必要があると認めるときは、財政事情の変化による契約変更があり得ることを条件として、事業年度を超える契約を締結することができる。

第5章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(助成等の基準)

第 36 条 機構は、機構法第 15 条第 3 号、第 3 号の 2、第 5 号、第 10 号（非化石エネルギー法第 11 条第 1 号に係る部分に限る。）、第 12 号（福祉用具法第 7 条第 1 号に係る部分に限る。）、第 14 号（5 G 促進法第 29 条第 1 号に係る部分に限る。）及び第 15 号（経済安全保障推進法第 31 条第 3 項第 1 号に係る部分に限る。）の規定により補助金若しくは助成金を交付しようとするとき又は機構法第 15 条第 14 号（5 G 促進法第 29 条第 2 号に係る部分に限る。）及び第 15 号（経済安全保障推進法第 31 条第 3 項第 2 号に係る部分に限る。）の規定により利子補給金を支給しようとするときは、あらかじめ交付又は支給のための規程を定めるものとする。

(事業年度を超える交付又は支給決定)

第 37 条 機構は、運営費交付金又は国から交付される補助金により設けた基金を財源として補助金若しくは助成金を交付しようとする場合又は利子補給金を支給しようとする場合であって、補助金、助成金若しくは利子補給金の性質及び目的並びに交付又は支給決定の時期からみて必要があると認めるときは、財政事情の変化による変更があり得ることを条件として、事業年度を超える交付又は支給決定を行うことができる。

(業務の受託)

第 38 条 機構は、依頼に応じて、調査、研究開発その他の業務を受託することができる。

- 2 機構は、前項の受託をしようとするときは、委託者と当該受託に関する契約を締結するものとする。
- 3 前項の受託業務に関する契約において定めるべき事項は、受託業務についての内容、実施方法、実施期間、契約金額、再委託に関する事項、知的財産権の取扱いその他業務の受託に関し必要な事項とする。

(評価)

第 39 条 機構は、業務の効率的、効果的实施に資するとともに、国民に対する説明責任を全うするため、事業の進捗等に合わせた適切な時期に評価を行うものとする。

- 2 前項の評価は、機構外の有識者を適切に活用する評価とする。
- 3 機構は、第 1 項の評価の結果を機構の業務運営に適切に反映させるため、必要な措置を講じるものとする。
- 4 機構は、評価の結果について国民にわかりやすい形で情報を提供するよう努めるものとする。

(財産の使用、出資及び譲渡)

第 40 条 機構は、その業務の用に供するために取得した財産であって使用を終

えたものについて、機構が行う他の業務における使用について検討し、当該財産の効率的な使用を図るものとする。

- 2 機構は、前項の財産について、受託者が機構の委託する業務の用に供する場合には受託者に、補助事業者が機構の補助事業の用に供する場合には補助事業者、又は助成事業者が機構の助成事業の用に供する場合には助成業者に、無償で使用させることができる。
- 3 機構は、第1項の規定による検討の結果、機構が行う他の業務における財産の使用ができない場合には、当該財産を一般競争入札により売却するものとする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法によることができる。
 - 一 研究開発の成果を事業活動において活用しようとする者が、当該成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るとき 第10条の3の規定による出資
 - 二 国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学、私立大学、国公立の研究機関、独立行政法人若しくは一般社団法人、一般財団法人又は外国におけるこれらに相当する機関が、機構の事業に関連する研究開発、実証又は調査を行うとき 随意契約による無償譲渡
 - 三 条約又は閣僚級による国際約束若しくは共同声明等に基づく事業であって、外国の政府又は地方公共団体が指定する公益性の高い事業を実施する者が機構の事業に関連する研究開発、実証又は調査を行うとき 随意契約による無償譲渡
 - 四 当該財産にこれを使用した者の知的財産が化体する場合その他の正当な理由により一般競争入札によることが適当ではないとき(前号に掲げるときを除く。) 随意契約による売却
- 4 機構は、前項の規定による売却ができない場合であって、国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国公立の研究機関又は独立行政法人が当該財産を公共的又は公益的な用に供し、かつ、機構の目的を達成するために特に必要と認めるときは、これらの者に当該財産を無償で譲渡することができる。
- 5 機構は前2項の規定による売却又は無償譲渡ができないことに妥当な理由がある場合は、当該財産を廃棄することができる。その場合にあっては、廃棄に要する費用は、原則として受託者の負担とする。
- 6 機構は、機構法第15条第4号に規定する業務の用に供した外国に設置した財産について、前項の規定にかかわらず、廃棄に要する費用を機構が負担せざるを得ない場合にあっては、別に定めるところにより当該財産の譲渡が廃棄を行う場合に比べ経済的であることなどを総合的に考慮し、外国の設置先

企業に当該財産を無償譲渡することが適当であると判断したときは、無償で譲渡することができる。

(知的財産権の利用、出資及び譲渡)

第41条 機構は、機構が行った研究開発等の成果により取得した知的財産権に関し、その効率的な運用を図るものとする。

2 機構は、前項の知的財産権について、受託者が機構の委託する業務の用に供する場合、又は補助事業者が補助事業の用に供する場合には、受託者又は補助事業者が無償で利用させることができる。

3 機構は、第1項の知的財産権のうち、これらに係る知的財産権が一定期間以上継続して実施されていないものについて、その産業技術力の強化を支援することが特に必要な者として機構が別に定める者に対し利用の許諾を行うときは、その許諾の対価を時価よりも低く定めることができる。

4 機構は、第1項の規定による検討の結果、当該技術分野における今後の戦略上の必要性及び市場の拡大等の可能性を踏まえた有用性から機構が継続保有する必要性がないという判断をする場合には、機構が別に定めるところにより機構の持分を譲渡、又は第10条の3の規定による出資をすることができる。

5 機構は、前項の知的財産権のうち有償譲渡等できない場合であつて、国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国公立の研究機関、独立行政法人又は大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律に規定する認定事業者が当該知的財産権を公共的又は公益的な用に供し、かつ、機構の目的を達成するために特に必要と認めるときは、これらの者に当該知的財産権を無償で譲渡することができる。

(成果の普及)

第42条 機構は、業務の実施により得られた成果を普及する場合には、次の各号に掲げる方法により行う。

- 一 成果に関する発表会の開催
- 二 成果に関する報告書の公開
- 三 成果に関する講習会の開催
- 四 成果の展示
- 五 成果の電子的な発信
- 六 その他成果の性質に応じた適切な方法

(情報の公表)

第43条 機構は、業務の運営に関し重要な事項について可能な限り公表に努めるものとする。

第6章 業務の適正を確保するための体制等

(内部統制に関する基本方針)

第44条 機構は、役員(監事を除く。)の職務の執行が通則法、機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第45条 機構は、法人の運営基本理念及び運営方針を策定するものとする。

2 機構は、役員及び職員(以下「役職員」という。)の倫理指針及び行動指針を定めるものとする。

(役員会の設置及び役員の分掌に関する事項)

第46条 機構は、役員会の設置及び役員の分掌に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

- 一 理事長を頂点とした意思決定ルールの明確化
- 二 理事長の意思決定を補佐する役員会の設置
- 三 役員の事務分掌明示による責任の明確化
- 四 部長会等の開催

(中長期計画等の策定及び評価に関する事項)

第47条 機構は、中長期計画等の策定及び評価に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

- 一 中長期計画等の策定過程の整備
- 二 中長期計画等の進捗管理体制の整備
- 三 中長期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備
- 四 中長期計画等の進捗状況のモニタリング
- 五 部門の業務手順の作成
- 六 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- 七 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成

(内部統制の推進に関する事項)

第48条 機構は、内部統制の推進に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

- 一 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
- 二 内部統制を担当する役員の決定
- 三 本部における内部統制推進部門の指定及び推進責任者の指定

- 四 地方出先機関における内部統制推進責任者の指定
- 五 内部統制を担当する役員、内部統制推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
- 六 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
- 七 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
- 八 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
- 九 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
- 十 研修会の実施
- 十一 コンプライアンス違反等の事実発生時における対応方針等
- 十二 反社会的勢力への対応方針等
(リスク評価と対応に関する事項)

第49条 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とするため、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

- 一 リスク管理委員会等の設置
- 二 業務部門ごとの業務フローの作成
- 三 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析
- 四 把握したリスクに関する評価
- 五 リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
- 六 保有施設の点検及び必要な補修等
- 七 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 業務継続計画(BCP)の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施

(情報システムの整備と利用に関する事項)

第50条 機構は、情報システムの整備及び利用に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- 一 情報システムの整備に関する事項
 - イ 業務執行に係る意思決定プロセス、経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムの構築
 - ロ 理事長の指示、法人のミッションが確実に役職員に伝達される仕組み
 - ハ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- 二 情報システムの利用に関する事項
 - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営(情報化の推進)
 - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項

- (1) 法人が保有するデータの所在情報の明示
- (2) データへのアクセス権の設定
- (3) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
- (4) 機種依存形式で作成されたデータ等に関するツールの策定

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する事項)

第51条 機構は、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

一 情報セキュリティの確保に関する事項

イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保

ロ 情報漏えいの防止

二 個人情報保護に関する事項

イ 個人情報保護に係る点検活動の実施

ロ 個人情報保護委員会が定めるガイドラインの遵守

(監事及び監事監査に関する事項)

第52条 機構は、監事及び監事監査に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

一 監事に関する事項

イ 監事監査規程の整備に対する監事の関与

ロ 理事長と常時意思疎通を確保する体制

ハ 補助者の独立性に関すること

ニ 組織規程等における権限の明確化

ホ 監事・会計監査人と理事長との会合の定期的な実施

二 監事監査に関する事項

イ 監事監査規程に基づく監査への協力

ロ 補助者への協力

ハ 監査結果に対する改善状況の報告

ニ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

三 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

イ 監事の役員会等重要な会議への出席

ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み

ハ 機構及び機構の子法人の財産の状況を調査できる仕組み

ニ 監事と会計監査人との連携

ホ 監事と内部監査担当部門との連携

ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務

ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

(内部監査に関する事項)

第53条 機構は、内部監査を担当する部署を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第54条 機構は、内部通報及び外部通報に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

- 一 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- 二 内部通報者及び外部通報者の保護
- 三 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する理事や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(入札・契約に関する事項)

第55条 機構は、入札及び契約に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

- 一 監事及び外部有識者(学識経験者を含む。)からなる契約監視委員会の設置
- 二 入札不調等により中長期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
- 三 談合情報がある場合の緊急対応
- 四 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
- 五 随意契約とすることが必要な場合の明確化

(予算の適正な配分に関する事項)

第56条 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(情報の適切な管理及び公開に関する事項)

第57条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報の Web 等での公開に関する規程等を整備するものとする。

(職員の人事・懲戒に関する事項)

第58条 機構は、職員(非常勤職員等を含む)の人事管理方針に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

- 一 業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- 二 職員の懲戒基準
- 三 長期在籍者の存在把握

(研究開発業務に関する事項)

第59条 機構は、研究開発業務の評価及び研究開発業務における不正防止に関して、以下の事項に係る細則を整備するものとする。

一 研究開発業務の評価に関する事項

- イ 研究統括部門における研究評価体制の確立
- ロ 研究予算の配分基準の明確化

二 研究開発業務における不正防止に関する事項

- イ 厳格なルールを要する研究(治験など)におけるリスク要因の認識と明確化
- ロ 研究費の適正経理
- ハ 経費執行の内部けん制
- ニ 論文ねつ造等研究不正の防止
- ホ 研究内容の漏えい防止(知財保護)
- ヘ 研究開発資金の管理状況把握

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第60条 機構は、役員及び会計監査人の通則法第二十五条の二第一項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、経済産業大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 雑則

(細則)

第61条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めるものとする。

附 則

この業務方法書は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年6月2日16度新エネ総第0602001号)

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日(平成16年6月2日)から施行する。

附 則 (平成18年3月22日17度新エネ総第0217004号)

この業務方法書は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年8月6日19度新エネ総第0806002号)

この業務方法書は、平成 19 年 8 月 6 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日 19 度新エネ総第 0229002 号）

この業務方法書は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 22 日 21 度新エネ総第 0622001 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 21 年 7 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 7 日 23 度新エネ総企第 0707003 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 23 年 7 月 7 日）から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 12 日 23 度新エネ総企第 0712002 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 23 年 7 月 12 日）から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 18 日 24 度新エネ総企第 0918002 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 24 年 9 月 18 日）から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 31 日 25 度新エネ総企第 0531002 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 25 年 5 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日 25 度新エネ総企第 0331001 号）

この業務方法書は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日 27 度新エネ総第 0401001 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 27 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日 27 度新エネ総第 0331007 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 28 年 3 月 31 日）から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 29 日 30 度新エネ総第 0629001 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 30 年 6 月 29 日）から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 22 日 30 度新エネ総第 1122001 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 30 年 11 月 22 日）から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 19 日 30 度新エネ総第 0319001 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（平成 31 年 3 月 19 日）から施行する。

附 則（2020 年 3 月 9 日 2019 度新エネ総第 0309002 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（2020 年 3 月 9 日）から施行する。

附 則（2022 年 3 月 11 日 2021 度新エネ総第 0311002 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（2022 年 3 月 11 日）から施行する。ただし、第 51 条第 1 項第二号ロについては 2022 年 4 月 1 日から適用とする。

附 則（2023 年 3 月 9 日 2022 度新エネ総第 0309010 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（2023 年 3 月 9 日）から施行する。

附 則（2024 年 10 月 3 日 2024 度新エネ経企第 1004001 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（2024 年 10 月 3 日）から施行する。

附 則（2025 年 4 月 23 日 2025 度新エネ総第 0423003 号）

この業務方法書は、経済産業大臣の認可を受けた日（2025 年 4 月 23 日）から施行する。